

ジェトロ貿易・投資促進事業に関するガイドライン（通称、“CSR”分野）
検討事項（案）

1. 基本方針

ジェトロ業務上での環境社会配慮の促進を行っていく上での基本的な方針

2. 目的・位置づけ

- 1) ジェトロ自体の社会的責任の実現
- 2) 日系企業等のCSRの促進支援
- 3) 貿易・投資分野における環境社会配慮の促進 / 持続可能性の実現

3. 基本的考え方

- 1) ジェトロとしての(C)SRの考え方
- 2) 日系企業のCSRの促進を通じた長期的な競争力の確保
- 3) 開発途上国の企業の環境社会配慮促進支援
- 4) 法令遵守(コンプライアンス)
- 5) 国際基準/規範の遵守
- 6) グッド・プラクティスの推進
- 7) 情報公開

4. ジェトロの業務：回避すべき環境社会リスク及び促進すべき環境社会配慮の推進

- 1) Outbound：輸出促進の業務
- 2) Outbound：海外進出支援
- 3) Inbound：開発途上国との貿易取引の拡大
- 4) Inbound：対日投資の促進

5. ジェトロが支援するビジネスにおける環境社会配慮の原則

- 1) 環境管理(公害対策)、生態系保全、気候変動への対処など
- 2) 社会配慮：労働・雇用、人権、周辺社会、少数民族、文化など
- 3) 情報公開、住民協議、環境管理システム、ステークホルダーとの対話、サプライチェーンなどに関する考え方

6. 参照する国際基準、国際規範、各国環境法制度の基本要件など

【別紙1】ジェトロ貿易・投資促進事業における環境社会配慮(例示)

【別紙2】海外投資支援の業務フローとジェトロとして可能な環境社会配慮事項(例示)

【別紙3】IFCパフォーマンス・スタンダードの要求事項

貿易・投資分野における 持続可能性の実現

グッド・プラクティスの推進：
例：環境管理システムの構築、持続可能な自然資源利用に関する認証取得(MSC、FSC) フェアトレードなど

段階的引き上げ

段階的引き上げに向けた支援
環境技術の導入促進など

回避・最小化

最低基準

汚染の防止、有害化学物質の不使用・削減、強制労働・児童労働の禁止、人権尊重など

影響把握、確認

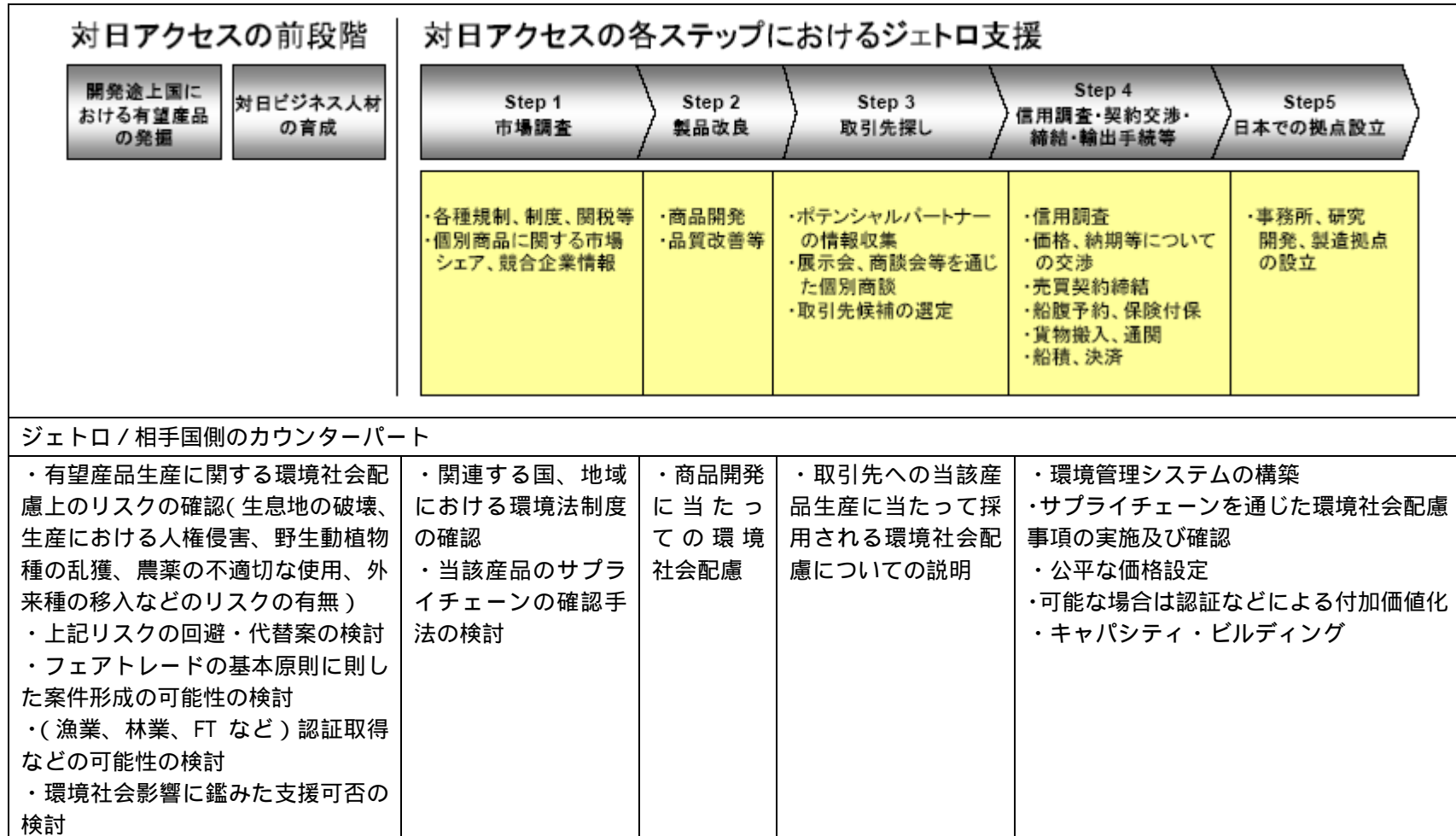
ジェトロ貿易・投資促進事業における環境社会配慮
【例示】

	業務分野	リスク回避事項	環境社会配慮の推進 (リスク回避を超えた配慮事項)
Outbound	輸出促進	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質や特定農薬を含む製品の輸出の禁止 有害廃棄物の輸出の禁止 輸出先における製品使用後の有害廃棄物発生の防止 汚職・腐敗・賄賂の防止、不透明な金品の授受の禁止 など 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先における資源リサイクルシステムの構築 環境負荷の低減に配慮した、または資する製品の輸出促進 輸出製品・機器による環境社会影響の把握・回避・緩和(例えば発電機、ボイラー、建設機材等の輸出) など
	海外進出支援	<p>【計画段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得 / 住民移転の際の十分に情報を提供した上での合意取得、補償など 事業場・工場の建設に当たっての環境社会影響評価等の実施 動植物の生息環境の破壊の回避・防止(保護価値の高い生態系の保護) 貴重動植物の商業利用の回避 地域住民の自然資源利用の競合の回避 など <p>【操業段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出の防止 危険、有害物質の不使用 / 使用削減 / 適正管理(農薬管理含む) 廃棄物、排水の適正処理 地元法律・国際基準によって認められた労働者の権利の遵守(強制労働、児童労働の禁止、労働組合、団体交渉権、最低賃金など) 雇用における差別の防止 危険、非衛生的な労働の防止 サプライチェーンにおける汚染物質、有害廃棄物等の排出、強制労働、児童労働の発生の防止 汚職・腐敗・賄賂の防止、不透明な金品の授受の禁止 災害や事故時の予防及び緊急対応体制の整備 など 	<p>全体的な方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な環境技術の移転、環境配慮型ビジネスの促進、地元産業の環境社会面でのキャパシティ向上 など <p>個別案件</p> <p>【計画段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場設計等における環境社会配慮の反映 環境マネジメントシステムの構築 原材料採取における環境社会配慮 <p>【操業段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の回避、最小化、再利用、適正処理 排水、大気、土壌等の定期モニタリングデータの把握 環境情報の開示 フェアトレードの推進 取引先(サプライヤーなど)の環境マネジメントシステム構築要請及び支援 従業員に対する環境教育の実施 省エネ、省資源への対応 枯渇性天然資源の使用削減 障害者など社会的弱者雇用の促進 など
Inbound	貿易取引の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> 地元輸出企業における汚染物質、有害廃棄物等の排出の防止 地元輸出企業における森林の違法伐採、動植物の生息域破壊の防止 地元輸出企業における強制労働、児童労働の防止 地域住民の自然資源利用の競合の回避 外来種の移入の禁止、リスク評価、偶発的な外来種移入の防止 生産における危険、有害物質の不使用 / 使用削減(農薬管理含む) 貴重動植物種の商業利用の回避 保護価値の高い生態系の保護 野生動植物種や遺伝資源をめぐる伝統的な知識(TK)保護及び利益の還元 	<p>方向性：フェアトレード、認証産品などのグッド・プラクティスの促進、地元産業の環境社会面でのキャパシティ向上 など</p> <p>個別案件</p> <ul style="list-style-type: none"> フェアトレードの推進 統合的有害生物管理(農薬の低減) 天然林、農地開発における重要な生息環境の保護、持続可能な森林管理のための認証取得の奨励 漁業・養殖における持続可能性の配慮(認証取得などの奨励) 資源の枯渇、モノカルチャーの弊害、大規模土地変換への配慮 地元産業における環境社会対応能力の向上
	対日投資の促進	<ul style="list-style-type: none"> バイオ、ナノテク等の先端分野において安全性の点で議論があるような技術、製品の流入の防止 	

海外投資支援の業務フローとジェットロとして可能な環境社会配慮事項（例示）

海外投資の各ステップにおけるジェットロ支援					
Step 1 世界市場の経済・投資・ 政治動向の把握	Step 2 国内で投資候補地の 投資情報を入手	Step 3 現地調査の実施	Step 4 採算性の調査	Step 5 会社設立、契約の準備	Step 6 進出後の円滑な操業
<ul style="list-style-type: none"> ・経営ビジョンの確立 ・進出目的の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治、経済、社会情勢（カントリーリスク）、市場、生産の諸条件 ・販売候補先の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出候補地の現地調査 ・法規制、税制度、市場やインフラ整備状況の調査 ・合併パートナー、取引先の決定 ・進出の可否、進出形態の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売価格、原料コスト、金利等ケーススタディ ・撤退条件の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記、法人納税者登録、労働許可証の取得等 ・現地パートナーとの役割分担の決定 ・オフィス（工場）場所の決定 ・従業員の雇用、取引先との契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地でのネットワーク作り、現地情報収集 ・トラブルへの対応
ジェットロ					
ジェットロ環境社会配慮ガイドラインに関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する国、地域における環境法制度、環境所管官庁、情報源などの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する業種における環境社会上のリスクに関する事例提供 ・必要とされる環境許認可、環境社会影響評価等の実施に関する情報提供 ・環境社会上のリスクが高いと思われる場合については、撤退または代替案を提言など 			<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム構築支援 ・環境社会配慮に関連する情報提供や能力向上など
相手側企業					
		<ul style="list-style-type: none"> ・進出候補地の調査の際の環境情報の収集 ・進出先国の環境統治能力や環境対応インフラレベルの確認 ・事業計画などに環境社会上リスク、配慮の反映 ・合併パートナー、取引先などの選定に当たっての環境社会上のリスク、配慮などの反映 ・環境社会上のリスク、コストなどを鑑みて、進出可否を決定 ・必要とされる環境許認可の取得、環境社会影響等の実施 ・オフィス（工場）の場所、設計などへの環境社会配慮を反映 ・廃棄物処理、排水処理などを含む計画の策定 ・土壌汚染、地下水などの確認 			<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム構築 ・環境社会配慮の実施など

開発途上国からの貿易拡大業務フローとジェットロとして可能な環境社会配慮事項（例示）



IFC社会と環境の持続可能性に関する政策/パフォーマンス・スタンダード内容

		コミットメント/要求事項(抜粋)	該当箇所
社会と環境の持続可能性に関する政策 (p.97-)		社会環境審査	パラ13～17
		地域社会への関与及び幅広い地域社会の支持	パラ19
		ガバナンスと情報公開(特定セクター)	パラ21～23
		第三者機関のパフォーマンス管理	パラ24、25
		プロジェクトモニタリング	パラ26
		金融仲介機関を通じた投融資	パラ27～29
		アドバイザリー・サービス	パラ30
PS1	社会・環境評価および管理システム (p.106-)	社会環境管理システム	パラ3
		社会・環境評価	パラ4～12
		管理プログラム	パラ13～15
		行動計画	パラ16
		組織	パラ17
		トレーニング	パラ18
		地域社会への関与	パラ19
		情報公開	パラ20
		協議	パラ21、22
		苦情処理の仕組み	パラ23
		モニタリング	パラ24
		報告(内部報告、外部報告)	パラ25、26
		PS2	労働者と労働環境 (p.112-)
労働条件、雇用条件の文書による提示と伝達	パラ7		
国内法の遵守	パラ8		
労働者組織またはその代替手段	パラ9		
労働者組織への参加及び団体交渉権の保証	パラ10		
雇用における無差別及び均等な機会	パラ11		
雇用の削減による悪影響の軽減	パラ12		
苦情処理の仕組み	パラ13		
児童労働	パラ14		
強制労働	パラ15		
職業上の保健と安全	パラ16		
非従業員労働者	パラ17		
サプライ・チェーン	パラ18		
PS3	汚染防止および削減 (p.116-)	ライフサイクルにわたる環境配慮、最適技術の適用など	パラ3
		汚染防止、資源保護、エネルギーの効率化	パラ4
		廃棄物の回避、最小化、再利用、適正処理	パラ5
		有害廃棄物の回避、最小化、抑制	パラ6
		禁止または段階的廃止化学物質や有害物質の製造、取引、および使用を回	パラ6
		緊急事態の備えと対応	パラ7
		公害防止技術、汚染対策技術の評価と選択	パラ8
		周辺環境への配慮	パラ9
		温室効果ガスの排出量削減	パラ10
		大量の温室効果ガス排出に伴う事業の場合は、その定量化とモニタリング、削減・相殺	パラ11
		農薬の使用と管理:統合的有害生物管理のアプローチ	パラ12
		農薬の使用と管理:容器、ラベル表示、認可	パラ13
		農薬の使用と管理:使用体制、FAOによる農薬の流通及び使用に関する国際行動規範などにもとづく、農薬の取り扱い、貯蔵、使用、処分	パラ14
		農薬の使用と管理:WHOの危険分類1a(極度に危険)、1b(非常に危険)、2(中度に危険)に当てはまる製品の不使用	パラ15
		PS4	地域社会の保健および安全、治安 (p.120-)
健康と安全に悪影響やリスクをもたらす場合、行動計画やその他の情報を	パラ5		
インフラと設備の安全	パラ6		
有害物質の安全管理	パラ7		
土地利用の変化による地滑り、洪水などの災害被害の回避・最小化	パラ8		
土壌、水、その他の自然資源に与える悪影響を回避または最小化	パラ9		
疾病、病害虫媒介病その他の伝染病の予防、最小化	パラ10		
緊急時の備えと対応	パラ12		
保安要員:力の行使などについてのトレーニング	パラ13		
保安要員:最も懸念されている事項については情報公開	パラ14		
保安要員:不法行為や虐待行為の申し立てへの対応	パラ15		

PS5	用地取得と非自発的移転 (p.123-)	物理的・経済的の回避・最小化	パラ7
		補償及び手当	パラ8
		協議	パラ9
		苦情処理	パラ10
		移転計画の立案と実施	パラ11-13
		物理的移転	パラ16-19
		経済的移転	パラ20、21
PS6	生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理 (p.129-)	政府が管理する移転における民間セクターの責任	パラ22-25
		生物多様性への悪影響の回避または最小化	パラ4
		生息環境の重大な変化もしくは劣化の回避	パラ7
		影響緩和策の策定	パラ8
		重要な生息環境における事業活動の原則禁止	パラ10
		法律による保護地域	パラ11
		外来種の移入の禁止、リスク評価、偶発的な移入の防止	パラ13
		森林や水系生態系など、持続可能な再生可能自然資源の管理、可能な場合には認証システムの利用	パラ14
		天然林、プランテーション開発における重要な生息環境の保護、持続可能な森林管理のための原則や実施基準による認証、認証取得のための期限付き行動計画の作成	パラ16
		淡水及び海洋生態系：魚類、水生動植物の生産や収穫における持続可能性の認証による証明	パラ17
PS7	先住民族 (p.133-)	先住民族に及ぶ社会・文化的な悪影響の確認及び回避	パラ7、8
		情報公開、協議、情報を提供した上での参加	パラ9
		開発の便益	パラ10
		伝来の、あるいは慣習的な土地への影響の配慮	パラ12、13
		伝来の、あるいは慣習的な土地からの移転の回避	パラ14
		文化的資源の尊重：先住民族の権利、提案している商業開発の範囲と性質に関する情報の提供など	パラ15
PS8	文化遺産 (p.137)	国際慣行	パラ4
		文化遺産発掘・保護	パラ5
		協議	パラ6
		文化遺産の移動	パラ7
		重要文化遺産	パラ8-10
		文化遺産の利用	パラ11